



<報道発表資料>

カテゴリ:お知らせ

令和7年12月1日

**埼玉県カスタマーハラスメント防止条例（案）及び
県民コメント（意見募集）の結果の公表について**

カスタマーハラスメントは、就業者的人格及び尊厳を害し、心身に重大な影響を及ぼし、業務の遂行に支障を生じさせるとともに、事業者の安定した事業活動の継続や他の顧客等の豊かな消費生活及び公正な取引の実現に影響を及ぼすものであり、社会全体でその防止を図らなければなりません。

このたび、埼玉県議会令和7年12月定例会へ議案「埼玉県カスタマーハラスメント防止条例」を提出しましたので、条例案を公表します。

併せて、条例の策定に当たり「埼玉県県民コメント制度」により御意見を募集しましたので、いただいた御意見と県の考え方を公表します。

1 条例案について

以下のホームページにて公表しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/269939/news2025120103.pdf>

2 県民コメントの結果**(1) 意見募集期間**

令和7年7月18日（金曜日）から8月18日（月曜日）

(2) 意見の件数及び提出者数

36件（4名、4団体）

(3) 意見の反映状況

A : 意見を反映し、案を修正したもの 2件

B : 既に案で対応済みのもの 1件

C : 案の修正はしないが、実施段階で参考としていくもの 21件

D : 意見を反映できなかったもの 9件

E : その他 3件

(4) いただいた御意見と県の考え方について

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/customerharassment/comment.html>

3 問合せ先

埼玉県雇用・人材戦略課 働き方改革推進担当

所 在 地 〒330-9301さいたま市浦和区3-15-1

電 話 048-830-4518

ファクシミリ 048-830-4821

電子メール a3960-31@pref.saitama.lg.jp